

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 5 年 9 月

鳥 栖 市

## 9 月市議会定例会議案一覧表

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 議案甲第 4 1 号 | 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例……………              | 3   |
| 議案甲第 4 2 号 | 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 7   |
| 議案甲第 4 3 号 | 市道路線の廃止及び認定について……………                             | 8   |
| 議案甲第 4 4 号 | 佐賀県東部環境施設組合規約の変更について……………                        | 1 1 |
| 議案甲第 4 5 号 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について……………                        | 1 2 |
| 議案甲第 4 6 号 | 鳥栖市教育委員会委員の任命について……………                           | 後送  |
| 議案甲第 4 7 号 | 鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………                     | 後送  |
| 議案乙第 1 9 号 | 令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）……………                   | 別冊  |
| 議案乙第 2 0 号 | 令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………             | 別冊  |
| 議案乙第 2 1 号 | 令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………            | 別冊  |
| 議案乙第 2 2 号 | 令和 4 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について……………                    | 別冊  |
| 議案乙第 2 3 号 | 令和 4 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について……………                    | 別冊  |
| 議案乙第 2 4 号 | 令和 4 年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について……………                   | 別冊  |
| 議案乙第 2 5 号 | 令和 4 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について……………                   | 別冊  |
| 諮問第 2 号    | 人権擁護委員候補者の推薦について……………                            | 後送  |
| 諮問第 3 号    | 人権擁護委員候補者の推薦について……………                            | 後送  |
| 報告第 1 1 号  | 継続費精算報告書について……………                                | 1 3 |
| 報告第 1 2 号  | 専決処分事項の報告について……………                               | 1 5 |
| 報告第 1 3 号  | 専決処分事項の報告について……………                               | 1 7 |

議案甲第41号

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第4章 一般廃棄物収集運搬業等（第24条—<u>第26条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第27条—第32条</u>）</p> <p>第4章 一般廃棄物収集運搬業等<br/>（一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可）</p> <p>第24条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者、<u>法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、<u>適当と認めるときには、許可、許可の更新、変更の許可</u>又</p> | <p>目次</p> <p>第4章 一般廃棄物収集運搬業等（第24条—<u>第28条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第29条—第34条</u>）</p> <p>第4章 一般廃棄物収集運搬業等<br/>（一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可）</p> <p>第24条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者<u>及び法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。ただし、佐賀県東部環境施設組合（以下「組合」という。）が設置する広域ごみ処理施設への運搬（積替え及び保管を除く。）のみを業として行おうとする者については、組合の構成市町の長に対して、法第7条第1項の規定による許可の申請をしたときは、規則で定めるところにより、市長に対して申請をしたものとみなす。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、<u>適当と認めるときには、許可、許可の更新</u>又は変更の許可</p> |

は許可証の再交付を行う。

3 第1項の規定による許可、許可の更新、変更の許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

(施設及び器材の検査)

第25条 前条第1項に規定する許可、許可の更新又は変更の許可を受けようとする者は、その使用する施設及び器材について、市長の検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者又は検査を受けた者で検査証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等従事者証の交付)

第26条 第24条第1項に規定する許可、許可の更新又は変更の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に従事しようとする者の住所、氏名、生年月日等を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者又は届出をした者で従事者証の再交付を受けようとするものは、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

を行う。

3 市長は、前2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(施設及び器材の検査)

第25条 前条第1項に規定する許可、許可の更新又は変更の許可を受けようとする者は、その使用する施設及び器材について、市長の検査を受けなければならない。ただし、同項ただし書の規定を適用する場合については、この限りでない。

(一般廃棄物収集運搬業等従事者の届出)

第26条 第24条第1項に規定する許可、許可の更新又は変更の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に従事しようとする者の住所、氏名、生年月日等を市長に届け出なければならない。ただし、同項ただし書の規定を適用する場合については、この限りでない。

(許可証等の再交付)

第27条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請して再交付を受けなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は浄化槽清

掃業者（検査証を交付されているものに限る。）は、検査証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請して再交付を受けなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者（従事者証を交付されているものに限る。）は、従事者証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請して再交付を受けなければならない。

（手数料）

第28条 第24条から前条までの規定による許可等を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。ただし、第24条第1項ただし書の規定を適用する場合には、この限りでない。

第5章 雑則

第29条～第34条 略

第5章 雑則

第27条～第32条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を佐賀県東部環境施設組合の構成市町の長から受けている者は、改正後の第24条第1項ただし書の規定による一般廃棄物収集運搬業の申請をしたものとみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

佐賀県東部環境施設組合のごみ処理施設へ同組合の構成市町から一般廃棄物を搬入する際の一般廃棄物収集運搬業の申請等について規定したいため、この案を提出する。

議案甲第42号

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (職員)<br>第11条 略<br>2 略<br>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<br><br>(1)~(10) 略<br>4・5 略 | (職員)<br>第11条 略<br>2 略<br>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの <u>(放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u> でなければならない。<br>(1)~(10) 略<br>4・5 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

放課後児童健全育成事業所の職員の要件について条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第43号

市道路線の廃止及び認定について

市道のうち下記の路線を廃止し、新たに路線を認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

記

1 路線の廃止

| 市道番号 | 路線名      | 起               | 点 |
|------|----------|-----------------|---|
|      |          | 終               | 点 |
| 428  | 酒井西・酒井東線 | 酒井西町字溝狭間956番1地先 |   |
|      |          | 酒井東町字川口827番地先   |   |
| 437  | 飯田・酒井東線  | 飯田町字村上284番地先    |   |
|      |          | 酒井東町字川口808番地先   |   |
| 3054 | 飯田・川口線   | 飯田町字村上258番地先    |   |
|      |          | 酒井東町字川口824番地先   |   |
| 3066 | 池の上線     | 姫方町字池の上652番地先   |   |
|      |          | 姫方町字池の上648番地先   |   |
| 3124 | 東部57号線   | 姫方町字池の上657番2地先  |   |
|      |          | 姫方町字本川567番12地先  |   |
| 3125 | 池の上・頭無線  | 姫方町字池の上657番4地先  |   |
|      |          | 幡崎町字立田石1037番1地先 |   |
| 4101 | 東前1号線    | 平田町字東前2955番1地先  |   |
|      |          | 平田町字東前2949番地先   |   |

2 路線の認定

| 市道番号 | 路線名      | 起                | 点 |
|------|----------|------------------|---|
|      |          | 終                | 点 |
| 428  | 酒井西・酒井東線 | 酒井西町字溝狭間956番1地先  |   |
|      |          | 酒井東町字川口826番2地先   |   |
| 437  | 飯田・酒井東線  | 飯田町字村上284番地先     |   |
|      |          | 酒井東町字川口807番5地先   |   |
| 1406 | 折口4号線    | 本鳥栖町字折口441番1地先   |   |
|      |          | 本鳥栖町字折口441番15地先  |   |
| 1407 | 鎗田11号線   | 鎗田町字鎗田372番21地先   |   |
|      |          | 鎗田町字鎗田372番10地先   |   |
| 1408 | 船底17号線   | 宿町字船底1230番22地先   |   |
|      |          | 宿町字船底1230番32地先   |   |
| 2342 | 柿添6号線    | 田代本町字柿添1218番28地先 |   |
|      |          | 田代本町字柿添1218番25地先 |   |
| 2343 | 萱方前田4号線  | 萱方町字前田102番23地先   |   |
|      |          | 萱方町字前田102番35地先   |   |
| 2344 | 萱方前田5号線  | 萱方町字前田102番30地先   |   |
|      |          | 萱方町字前田102番33地先   |   |
| 2345 | 雉子町12号線  | 古賀町字雉子町439番17地先  |   |
|      |          | 古賀町字雉子町439番12地先  |   |
| 3054 | 飯田・川口線   | 飯田町字村上258番地先     |   |
|      |          | 酒井東町字川口824番1地先   |   |
| 3066 | 池の上線     | 姫方町字池の上648番地先    |   |
|      |          | 姫方町字池の上639番1地先   |   |
| 3124 | 東部57号線   | 姫方町字本川570番1地先    |   |
|      |          | 姫方町字本川567番12地先   |   |

|         |               |                        |
|---------|---------------|------------------------|
| 3 1 2 5 | 池 の 上 ・ 頭 無 線 | 姫方町字池の上 6 5 7 番 3 地先   |
|         |               | 幡崎町字立田石 1 0 3 7 番 1 地先 |
| 3 1 9 7 | 都 原 1 号 線     | 曾根崎町字都原 2 3 4 9 番 1 地先 |
|         |               | 曾根崎町字都原 2 3 5 1 番 6 地先 |
| 5 2 9 9 | 村 内 1 3 号 線   | 儀徳町字村内 2 9 6 4 番 1 地先  |
|         |               | 儀徳町字村内 2 9 6 4 番 8 地先  |

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

## 議案甲第44号

### 佐賀県東部環境施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から、佐賀県東部環境施設組合の共同処理する事務及び事務所の位置を変更するため、同組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求める。

### 佐賀県東部環境施設組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県東部環境施設組合同規約（平成29年佐賀県指令29市町第5号）の一部を次のように変更する。

第3条中「ただし、組合設立の際、現に関係市町、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。」を削る。

第4条中「みやき町」を「鳥栖市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

## 議案甲第45号

### 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のように変更することについて協議したいので、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

### 佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第11号

継続費精算報告書について

新庁舎整備事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人



報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和5年8月21日

鳥栖市長 向 門 慶 人

事故に基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方                               | 損害賠償額    |
|--|----------|
| 鳥栖市田代本町998-1<br>NPO法人アライブ<br>理事長 市丸 勝義 | 548,600円 |

2 事件の概要

令和5年6月1日午前10時ごろ、市道上天・国道線の道路拡幅工事に伴い、水路底に布設されている水道管を破損させ、水道管内の水質異常が発生したことにより、相手方の所有する施設の営業に支障を来した。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和5年7月7日

鳥栖市長 向 門 慶 人

事故に基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方 | 損害賠償額    |
|----------|----------|
| 個人       | 315,000円 |

2 事件の概要

令和5年4月28日午前11時ごろ、鳥栖北小学校敷地内において、市職員が除草作業をしていたところ、操作する草刈機によって跳ね上げられた石が駐車中の相手方所有の自家用車の右側フロントドアガラスに直撃し、破損した。